

## 社会福祉法人川俣町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川俣町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り、報酬、手当、退職金（以下「報酬等」という。）を支給する。

- (1) 会長については、報酬として月額5万円を支給する。
- (2) 常勤理事については、本会給与規程または本会嘱託職員、臨時職員の雇用に関する取り扱い要領に準じて報酬等を支給する。

### (公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、平成29年6月9日から施行し、社会福祉法人川俣町社会福祉協議会会長手当に関する規程は廃止する。